民間との協働・支援による拠点整備

都心部では、民間活力を生かした公民協調による都市づくりを進め、国際金融拠点の形成など、国際的なビジネスセンターにふさわしい風格と多様な機能を備えた空間形成を推進しています。

また、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において、優良な民間プロジェクトを誘導するなど、国際競争力や都市の魅力の向上を図っています。

拠点の整備（区部）

■ 大手町・丸の内・有楽町地区

都は、平成８年（1996 年）に、千代田区、東日本旅客鉄道株式会社及び地元地権者とともに「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会」を設置し、地区全体の新しい都市の在り方を示すまちづくりガイドライン（2023 年 12 月改定）をもとに、公民が協力して地域特性を踏まえた、安全で魅力と品格ある、創造性に満ちた活力の高い都心づくりを進めています。

常磐橋拠点開発のイメージ
（出典）三菱地所株式会社

本地区全体で約 40 の建替え等の事業がしゅん工し、質の高い業務・文化・商業施設等、多様な機能の集積が図られています。大手町地区では、国の合同庁舎跡地を活用した「連鎖型再開発」を進め、中枢業務機能の更新や業務支援機能の強化を段階的に図っており、現在常盤橋拠点の開発事業が進められています。

本地区全体で、国際ビジネス拠点の機能の強化に向け、公民協調によるまちづくりを進めています。

■ ベイエリアのまちづくり

ベイエリアは、羽田空港と東京港を擁し、都心に近接した陸海空の結節点として、人・モノ・情報の広域的な交流を支える拠点性の高い地域です。都市の活動を支えるとともに、レガシーとなる東京 2020 大会の各種競技施設等を生かしたまちづくりも踏まえ、都心を中心とする内陸部とベイエリアとを一体的に捉えながら、東京圏全体の活力を向上させていくことが重要です。

都市づくりのグランドデザイン及び東京ベイｅＳＧプロジェクト Version1.0 を踏まえて策定した「東京ベイｅＳＧまちづくり戦略 2022」に基づいて、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した次世代都市への再編を目指した取組を進めていきます。

ベイエリアの将来イメージ

品川駅・田町駅周辺地域の整備

本地域は、羽田空港の更なる国際化や令和９年 (2027 年) のリニア中央新幹線の開業等に向けて、地域のポテンシャルが高まっています。この地域には、大規模な低未利用地も存在することなどから、平成 23 年（2011 年）アジアヘッドクォーター地区及び平成 24 年 (2012 年) １月特定都市再生緊急整備地域の指定や、平成 26 年 (2014 年) ５月国家戦略特区の区域指定がなされるなど、民間活力を生かした開発が一層進んでいくことが見込まれています。このような状況を踏まえ、平成 26 年 (2014 年) ９月にそれまでのガイドラインを改定した「品川駅･田町駅周辺まちづくりガイドライン 2014」（以下「ガイドライン 2014」という。）を公表し、この地域の将来像を、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」としました。さらに、国道 15 号上空デッキ、品川地下鉄構想の公表を受け、令和２年（2020 年）３月にガイドライン 2014 の一部を改定し、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2020」を公表しました。

今後も、将来像を実現するために、品川駅の再編整備や、地域整備の核として優先的に整備を進める地区（優先整備地区）における開発を、民間活力を引き出しつつ、段階的に推進していきます。

品川駅･田町駅周辺地域

新宿駅周辺地域の再整備

本地域は、更新期を迎えた駅ビルの建替えを契機に、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編し、併せて線路上空に歩行者デッキを新設することなどにより、新宿グランドターミナルとして再編するとともに、新宿駅周辺の機能更新を促進し、地域全体として質の高い国際交流拠点を形成していきます。

また西新宿地区においては、新宿副都心建設から半世紀が経過し、人中心の空間への再編が求められていることから、令和５年（2023 年）３月に本地区の再整備の方向性を示した「西新宿地区再整備方針」を公表しました。今後も、まちづくりと連携した実現方策の検討や関係者との調整を進めていきます。

渋谷駅周辺の整備

渋谷駅周辺では、平成 25 年（2013 年）３月に東急東横線が地下化し、副都心線との相互直通運転が開始されたことなどを契機として、駅施設の機能更新や都市基盤の再編と併せた周辺市街地の一体的な整備が始まっています。都では引き続き、国や渋谷区、鉄道事業者、民間開発事業者等と連携して、渋谷駅周辺の民間開発事業を適切に誘導し、鉄道改良と連携をした駅前広場の再編及び歩行者デッキの整備など、都市施設を周辺市街地と一体的に再編・整備することで、渋谷駅と周辺地域の安全性及び利便性を抜本的に改善していきます。

また、世界に開かれた文化・交流・発信機能、クリエイティブコンテンツ産業等の先進的な業務機能・産業育成機能の導入などにより、国際競争力強化に向けたまちづくりを推進していきます。

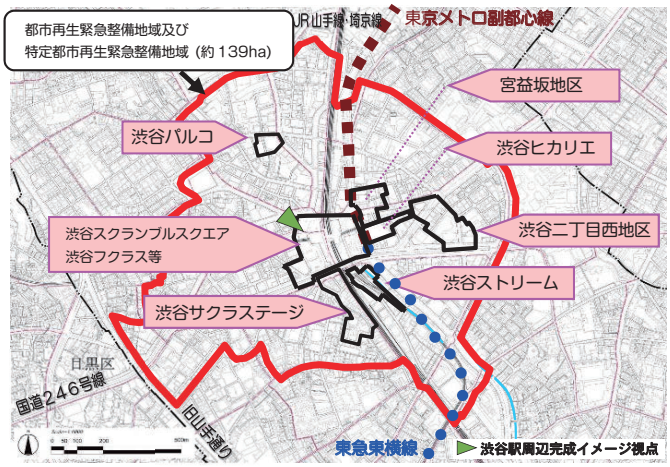

渋谷駅周辺都市再生緊急整備地域及び
特定都市再生緊急整備地域

(出典) 渋谷駅前エリアマネジメント

渋谷駅周辺完成イメージ

都市再生事業の推進

都は、国際都市にふさわしい魅力とにぎわいを備えた都市づくりを展開しています。

都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」内で、民間からの提案を生かした質の高い開発計画を通じて、国際ビジネス機能の強化や環境負荷低減への取組、都市緑化の創出、風格ある景観形成など、国際競争力の強化に向けた都市づくりを推進しています。

平成 23 年（2011 年）の改正都市再生特別措置法により創設された「特定都市再生緊急整備地域」の制度も活用し、今後も、優良な民間プロジェクトを通じ、国際競争力の一層の強化に向けて、都市再生を推進していきます。

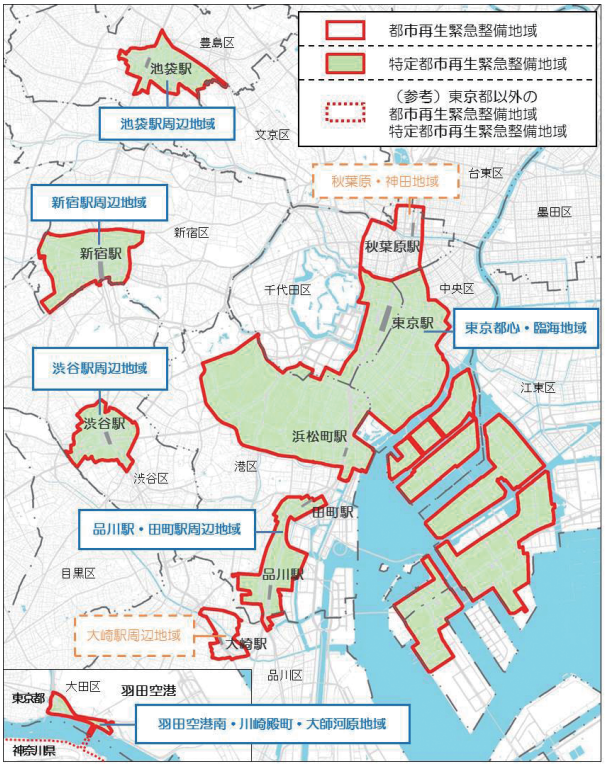

特定都市再生緊急整備地域及び
都市再生緊急整備地域

リノベーション等による地域の個性を生かした再生まちづくり

都内には、歴史的な街並みや産業集積など、個々に特色を持つ個性あるエリアが点在しておりますが、そうしたエリアにおいて、老朽化した建物の建替え等が無秩序に進めば、魅力的な街並みや特徴ある産業集積が消失する可能性があります。成熟都市として一段と質の高い成長を遂げるため、地域の特色や個性に着目し、既存ストックを生かしたまちづくりを推進していくことが必要です。

そこで、歴史的な街並みを有する地区や文化・芸術の発信地、特徴ある産業の集積地など守り育てるべき地域の個性を持つエリアにおいて、区と連携して既存ストックを生かしたまちづくりを推進します。当該エリアにおいて、既存ビルのリノベーション等の促進を図るとともに、ウォーカブルな公共空間や沿道環境の整備等も誘導し、魅力的な街並みの形成や都市の活力の維持・創出の実現を図ります。

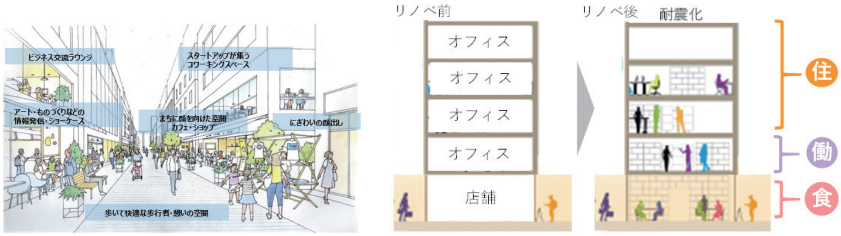

リノベーションのイメージ

拠点の整備（多摩部）

多摩のまちづくり戦略

「多摩の拠点整備基本計画」（平成 21 年）の策定から 10 年以上が経過し、上位計画の策定や社会状況の変化などが生じていることから、現行計画を発展的に見直し、成長と成熟が両立した多摩の実現を目指して、広域的なまちづくりを進めるため、令和６年（2024 年）１月に都は「多摩のまちづくり戦略」（素案）を取りまとめました。

本戦略においては、まちづくりマッチングシステムなどの支援策を活用し、ハード・ソフト両面から地元自治体の取組を支援するとともに、３種類のプロジェクトを展開します。TAMA 拠点形成プロジェクトは、58 箇所で支援策も活用しながら課題解決を促進し、拠点整備を推進していきます。TAMA まちづくり推進プロジェクト（多摩都市モノレール箱根ケ崎方面延伸部、立川周辺）は、地元自治体などが進めるまちづくりとも連携して、都がプロジェクトを推進し、広域的に連坦する新たなまちの実現や首都東京のレジリエンスの向上を図ります。TAMA ニュータウン再生プロジェクトは、都が新たな再生方針を策定し、多摩ニュータウンを再生していきます。

今後、本戦略で位置付けた取組を展開し、魅力あふれる多摩地域の実現に向けて取り組んでいきます。

多摩ニュータウン

多摩ニュータウンは、高度経済成長による東京の住宅難と多摩地域における無秩序な宅地開発に対処するために整備された、八王子市、町田市、多摩市及び稲城市の４市にわたる総面積約 2,853ha の地域です。昭和 46 年（1971 年）に入居が始まり、現在では住宅、業務、商業、教育、文化など多様な施設が立地する人口約 22 万人を擁する多摩地域における複合拠点となっています。

一方、入居から 50 年以上が経過し、施設の高経年化や少子高齢化等の課題が顕在化しています。近年、コロナ禍を経た新たなライフスタイルの浸透やデジタル化の進展などにより、多摩ニュータウンを従来のベッドタウンから、住・育・職が連携した次世代の中核的な拠点に再生していく必要があります。そこで、令和６年（2024 年）１月に都は「（仮称）多摩ニュータウンの新たな再生方針」（素案）を取りまとめました。

今後、先行プロジェクト（諏訪・永山まちづくり、南大沢スマートシティ、多摩センター駅周辺再構築）を先導するとともに、再生に向けた地元自治体の取組を後押ししていきます。

多摩センター北側の状況

多摩センター付近の状況

都有地・国有地の活用

東京都の都市再生を進める観点から、都有地を活用し、民間活力を生かしたプロジェクトに取り組んでいます。都営住宅の建替えに伴い創出された用地については、地域特性を生かしたまちづくりを進め、都心居住の推進、木造住宅密集地域等の整備、少子・高齢化への対応などに活用しています。

また、複数の都有地を有効活用した都市再生ステップアップ・プロジェクトを進め、国有地についても国、地元市等と連携し、質の高い都市空間の形成を図ります。

■ 都市再生ステップアップ・プロジェクト

都市再生ステップアップ・プロジェクトは、活力と魅力ある東京を実現するため、全庁的な取組の下、地区の特性に応じコンセプト等を定め、民間の資金力やノウハウを取り入れて複数の都有地を一体的に活用するとともに、周辺開発を誘発し、まちづくりを促進する事業です。

事業実施に当たっては、ガイドラインを策定し、公募で決定した事業予定者等が都と定期借地権設定契約等を締結し、複合施設の建設・運営・維持管理及びエリアマネジメント活動を実施しています。

渋谷地区の宮下町アパート跡地事業は平成 29 年（2017 年）年４月に開業しました。また、児童会館跡地は、隣接する渋谷区有地との共同開発事業として、令和４（2022）年３月に事業予定者を決定し、令和８年度に建設工事の完了予定です。

竹芝地区については、令和２年（2020 年）年９月に開業しました。

竹芝地区

（1）活用都有地　（約 1.5ha）
①公文書館跡地
②計量検定所跡地
③産業貿易センター跡地

（2）コンセプト
豊かな緑、海、文化を実感できる、活気ある業務・商業等の拠点を形成

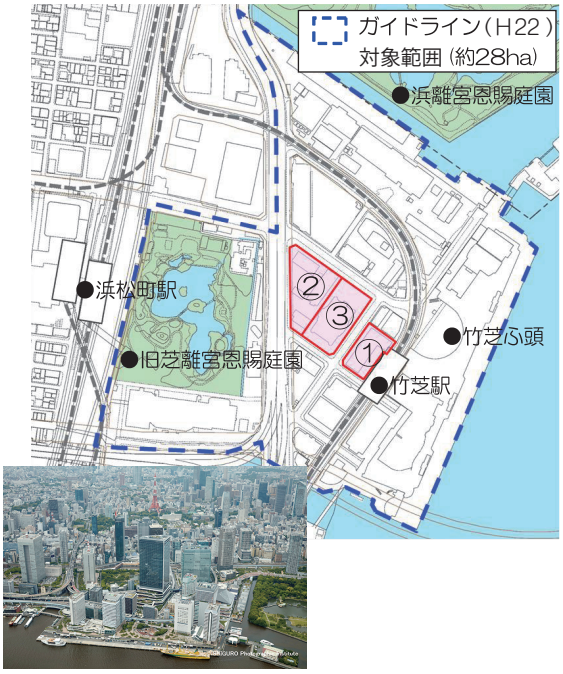

竹芝地区　航空写真

渋谷地区

（1）活用都有地　（約 2.6ha）
①宮下町アパート跡地
②児童会館跡地
③青山病院跡地

（2）誘導目標
渋谷・青山・原宿を結ぶ人の流れを創出し、生活文化やファッション産業等の発信拠点を形成

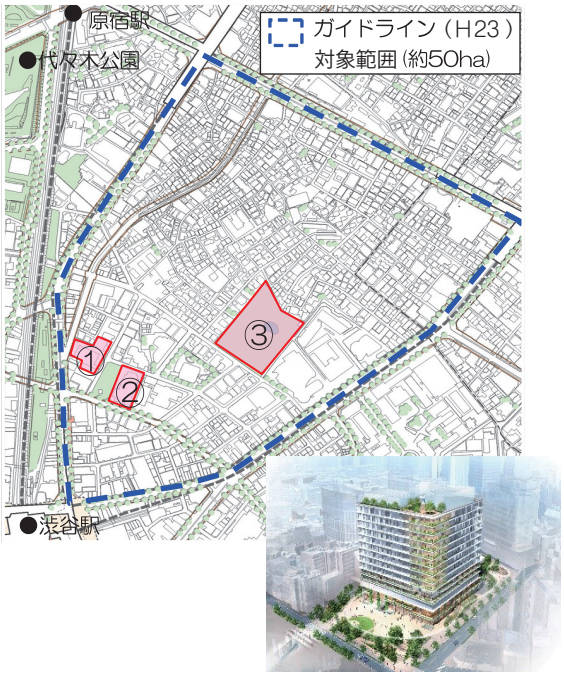

②児童会館跡地　外観透視図（鳥瞰図）

都有地を生かしたまちづくり

これまで、南青山一丁目、港南四丁目、勝どき一丁目、東村山市本町、上目黒一丁目等において、都有地を活用した民間プロジェクトを実施してきました。引き続き、以下の地区において、民間活用プロジェクトによるまちづくりを進めていきます。

北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト

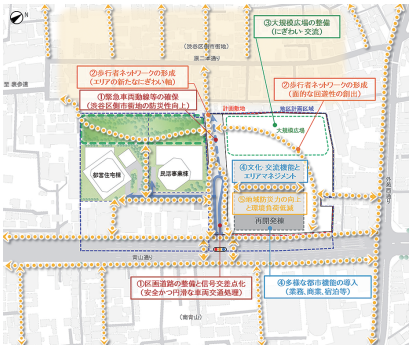

都営住宅を高層・集約化して建て替えるとともに、創出用地を活用して民間活力等を生かしつつ、青山通り沿道との一体的なまちづくりを段階的に推進し、最先端の文化・流行の発信拠点の形成に向けたまちづくりを進めています。民活事業区域については令和２年（2020 年）５月にしゅん工しました。沿道一体型開発区域では、整備の方向性を定めた基本計画が令和２年（2020 年）４月に関係者合意の上まとまりました。この計画に基づき、まちづくりを進めていきます。

◀基本計画における整備の方向性イメージ図
（今後の協議等により変更となる可能性があります。）

汐留西地区都有地活用プロジェクト

「地域が育む魅力的な空間と連携し、持続的なにぎわいのある街を形成」をコンセプトに、汐留西地区の持続的なにぎわいの創出に資するとともに、まちの価値を向上させる取組を、公募型プロポーザル方式により選定した民間プロジェクトにより推進しています。

令和４（2022）年３月に事業用地イ（富士ソフト汐留ＡＮＮＥＸビル）が竣工し、令和５（2023）年度には、事業用地アが竣工しました。

◀位置図及び完成イメージ図
（出典：国土地理院　基盤地図情報を基に作成）

東京高速道路（ＫＫ線）の再生

日本橋周辺の首都高地下化に伴う新たな都心環状ルートの具体化により、東京高速道路（ＫＫ線）の自動車専用の道路としての役割が大きく低下することから、令和３年（2021 年）３月、ＫＫ線上部空間を歩行者中心の公共的空間として再生する方針「東京高速道路（ＫＫ線）再生方針」を策定しました。さらに、令和５年（2023 年）３月、現在の施設所有者である東京高速道路株式会社が整備及び管理することを基本とするなど、事業化に向けた関係者の取組の基本的な考え方を示す「東京高速道路（ＫＫ線）再生の事業化に向けた方針」を策定し、ＫＫ線再生の事業化に向けた取組を進めています。令和５(2023) 年５月には、ＫＫ線の自動車交通を止め、歩行者空間を体感するイベント「銀座スカイウォーク（銀スカ）」を開催しました。

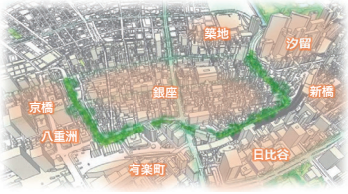

東京高速道路（ＫＫ線）の位置図

整備内容の例（幅員が16m以上の区間）

立川基地跡地昭島地区

昭和 52 年 (1977 年) に米軍から返還された立川基地跡地の一部（約 70ha）です。国際法務総合センターの整備や、業務・商業機能の導入を進めるとともに、地域のシンボルである昭和記念公園の緑を活用し、環境に配慮した質の高い都市空間の形成を図る地区としています。

平成 24 年 (2012 年) ３月に、土地区画整理事業等の都市計画を決定し、独立行政法人都市再生機構による土地区画整理事業が行われています。円滑に事業が進められるよう国や市等と連携し、技術的支援などを行っています。

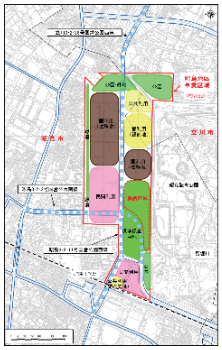

立川基地跡地昭島地区 利用計画図

都主体の市街地整備事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業は、道路、公園、広場等を整備するとともに、宅地の整備や良好な都市型住宅の供給など、総合的なまちづくりを一体的に行うものです。

公共性が高い事業や新たな交通ネットワークを形成する事業等について、都が主体となって取り組んでいます。

その他、区市町村や個人、組合、機構、公社などによる土地区画整理事業や市街地再開発事業も実施されています。

また、これらの市街地整備の機会を捉えた無電柱化に取り組んでいます。

都施行土地区画整理事業

都は、都心部、周辺区部及び臨海部において、市街地における都市機能の向上や利便性が高い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を施行しています。

拠点再整備土地区画整理事業　新宿駅直近地区

新宿駅直近地区土地区画整理事業は、「新宿の拠点再整備方針」を踏まえ、誰にとっても優しい「新宿グランドターミナル」とするため、新宿駅直近地区において更新期を迎えた駅ビルの建替えを契機に敷地整序を行い、拠点性を生かした多様な機能集積や歩行者の回遊性向上を図ることを目的としています。

事業の実施に当たっては、人中心のまちに変えるため、東西の駅前広場やデッキ等を段階的に整備します。また、宅地は駅前空間にふさわしい商業業務系施設等の高度利用が図られるように再編し、鉄道施設等と十分に整合を図りながら土地利用を進めます。

本事業は、東京都が施行者として、令和 17 年 (2035 年) 度のデッキ及び東西駅前広場の一部完成 (新宿駅の鉄道上空の新たな往来の確保) を目指しています。

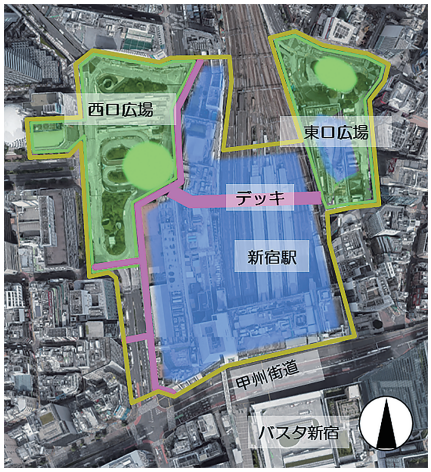

デッキや駅前広場の将来イメージ

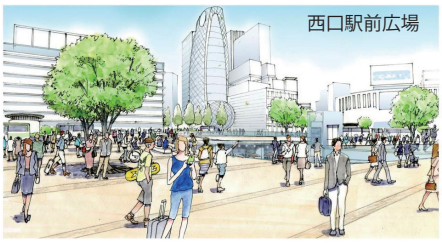

新宿駅西口より西新宿高層ビル街方面を望む

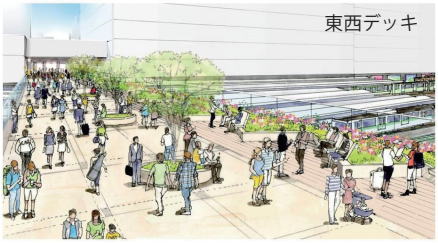

ルミネエストから小田急百貨店方面を望む

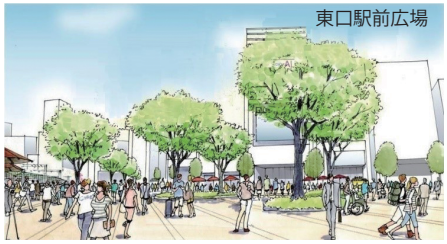

新宿駅東口より歌舞伎町方面を望む

既成市街地再整備土地区画整理事業

「瑞江駅西部地区、篠崎駅東部地区、六町地区及び花畑北部地区」では、都営地下鉄新宿線やつくばエクスプレス沿線等において、良好な生活環境の形成を図ります。特に瑞江駅西部地区では一部の区画道路を無電柱化しています。

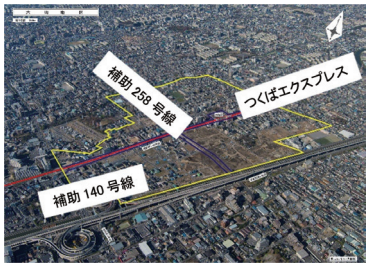

六町地区

臨海部開発土地区画整理事業

「晴海四・五丁目地区、豊洲地区及び有明北地区」では、臨海副都心と都心を結ぶ広域幹線道路の整備を行い、業務、商業、文化、居住等が複合したまちづくりを進めてきました。（有明北地区事業期間：令和６年（2024 年）度まで）

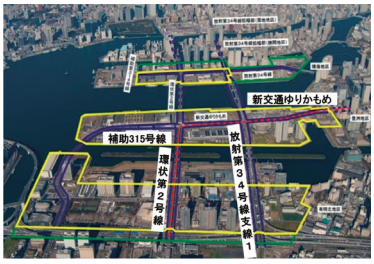

臨海部(晴海四・五丁目地区、豊洲地区、有明北地区)

都施行市街地再開発事業

都は、「都市施設整備再開発事業」（都市計画道路等の重要な都市施設の整備とその周辺の高度利用を図るもの）を泉岳寺駅地区で、東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりを晴海五丁目西地区で施行しています。

事業の着実な推進を図るため、特定建築者制度などにより民間活力を積極的に活用して事業を実施しています。

都市施設整備再開発事業　泉岳寺駅地区

羽田空港にアクセスする京浜急行と都心部や成田空港にアクセスする都営浅草線との接続駅である泉岳寺駅は、広域的な結節機能を担っており、空港需要の増大に伴いその重要性が高まっています。さらに、駅周辺の開発が進むことから、今後、泉岳寺駅の利用者はさらに増加することが見込まれています。

こうした駅利用者の増加への対応や、乗換えを含む利用者の安全性・利便性を確保するためには、駅施設の改良が必要であることから、市街地再開発事業により駅などの都市基盤と一体的なまちづくりに取り組んでいます。

平成 30 年（2018 年）度に事業に着手し、高輪ゲートウェイ駅開業に先立ち、令和２年（2020 年）３月に補助線街路第 332 号線の交通開放をしました。その後再開発ビルの整備に向け、特定建築者を決定し、再開発ビルの実施設計を進めるとともに、現地では既存建築物の解体工事を完了し、引き続き埋蔵文化財調査や敷地整備工事などを推進し、着実に事業を進めています。

泉岳寺駅地区の整備区域

東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくり（晴海五丁目西地区（選手村跡地））

都は、東京 2020 大会選手村跡地の晴海五丁目西地区において、大会のレガシーとなるまちづくりに取り組んできました。

令和３年（2021 年）度の東京大会終了後より、選手村として使用された建物の改修や住宅棟（タワー）の建設等に着手し、都心から近く海に開かれた立地特性を生かしながら、子育てファミリー、高齢者、外国人など多様な人々が交流し、生き生きと生活できるまちづくりを進めています。

地区内には、交通広場となるマルチモビリティステーションを整備して、路線バスや東京ＢＲＴ、シェアサイクルなどの導入を支援するとともに、水辺の立地を生かして、バリアフリーにも配慮した船着場を一体的に整備することにより、多様な交通手段を提供します。

さらに本地区では、水素をまちのエネルギーとして実装するため、水素ステーションや水素パイプラインを整備するなど、環境先進都市のモデルとなるまちを目指します。

令和６年（2024 年）１月から住宅棟（板状）の入居を開始し、同年春にまちびらきを迎えます。引き続き、令和７年（2025 年）度の住宅棟（タワー）竣工と事業完了に向けて、整備を推進していきます。

市街地再開発事業完了時のイメージ

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の概要

○面積　約 18ha

○計画概要

[施設建築物の概要]

※特定建築者（施設建築物の建築の実施者）による整備

・棟　　数　24 棟　・住宅戸数　5,632 戸

[公共施設の概要]

・幹線街路　補助第 314 号線　延長約　210 m

・区画道路　5-1 号線他 3 路線　延長約 1，570 m

[事業期間]

平成28年（2016年）度から令和７年（2025年）度まで

民間等施行による市街地整備

都内では、土地所有者や借地権者等が施行者となる個人や組合等（以下「民間等」という。）による土地区画整理事業・市街地再開発事業が数多く行われています。

都では、これらの事業に対し、事業計画や換地計画等の認可や、円滑に事業が進められるように必要な指導、監督及び財政的な支援などを行っています。

また、区市町村が施行する土地区画整理事業・市街地再開発事業に対して、認可及び国庫補助金の執行についての指導監督を行っています。

民間等施行の土地区画整理事業

民間等施行の土地区画整理については、令和５年（2023 年）12 月末現在、52 地区（区市町村施行を含む。）で事業が行われています。区部では、品川北周辺地区（港区）、羽田空港跡地地区（大田区）において、大規模跡地を活用した新たなまちづくりが行われています。また、中野二丁目地区（中野区）において、土地区画整理事業の事業区域内で市街地再開発事業を実施する一体的施行が実施されています。

さらに、渋谷駅街区地区（渋谷区）では、土地区画整理事業を契機に、駅の機能更新と再編及び都市基盤と街区の再編が行われています。

一方多摩部では、稲城南山東部地区（稲城市）において、危険な崖地や主要幹線道路の整備改善及び無電柱化を行い、住民生活の安全性の向上を図るとともに、緑豊かな市街地の創出が行われています。

渋谷駅街区地区

稲城南山東部地区

民間等施行の市街地再開発事業

民間等の市街地再開発については、令和５年 (2023 年)12 月末現在、59 地区で事業を施行中、19 地区で都市計画が決定済みで今後事業が予定されています。

令和５年（2023 年）、区部では、渋谷駅に隣接する渋谷駅桜丘口地区がしゅん工しました。鉄道改良事業に合わせた市街地の再編により、駅や周辺市街地をつなぐ２階、３階レベルでの歩行者デッキの整備や高低差を解消する縦動線となるエスカレーターの整備等により大規模ターミナル駅の交通結節機能が強化され、利便性や回遊性が向上しました。合わせて高規格の業務、商業、住宅のほかクリエイティブ・コンテンツ産業の育成、交流、情報発信施設等の国際競争力を高める都市機能を導入しました。

また、同年、文京区の春日・後楽園駅前地区がしゅん工しました。都心の複合市街地として、住宅、店舗、事務所のほか賑わいを創出する商業施設を整備すると共に、地下鉄駅間のバリアフリー化を行いました。また、南北を貫く広場状空地として四季折々の植物が楽しめる歩行者専用通路の整備及び２階レベルで南北街区をつなぐ歩行者デッキを整備しました。

渋谷駅桜丘口地区

身近な都市再生

東京の都市づくりを総合的に進めるためには、既成市街地の再編整備や街並みに配慮したまちづくりを着実に進めるなど、地域の実情に応じた都市再生を並行していくことが重要です。都では、このような身近な都市再生ともいえる取組を促進しています。

東京のしゃれた街並みづくり推進条例

地域の意欲的なまちづくりの取組を促進することにより、身近な都市再生を進め、東京の魅力を向上させることを目的に、個性豊かで魅力のある街並みを増やすための三つの制度を条例で規定しています。

街区再編まちづくり制度

密集市街地などまちづくりの様々な課題を抱える地域において、共同建替え等のまちづくりを進めることにより、魅力ある街並みの実現を図るための制度です。

対象地域を「街並み再生地区」に指定し、同時に、地域独自のまちづくりガイドラインとなる「街並み再生方針」を定めます。この方針で、地域の将来像と、地域貢献の度合いに応じた規制緩和の概要を事前に示すことによって、地域のまちづくりに対する取組意欲を高めます。その後、この方針に基づき、都市計画を定め、段階的にまちづくりを進めています。

街並み景観づくり制度

歴史や文化を生かした景観づくりを進める地区や開発プロジェクトが行われる地区など、景観上特に重要と認める地区を「街並み景観重点地区」として指定し、地域が中心になって、専門家の街並みデザイナーとともに「街並み景観ガイドライン」を作成し、地域特性を生かした魅力的な景観づくりを自主的に進める制度です（令和５年（2023 年）12 月末時点 12 地区を指定）。

柴又帝釈天周辺地区
（街並み景観重点地区）

まちづくり団体の登録制度

地域の特性を生かし、魅力を高めるまちづくり活動 (地域まちづくり活動) を主体的に行う団体を登録し、その活動を促進することによって、民間の力を生かしながら東京の魅力の向上を進めています。令和５年（2023 年）４月には、さらなる公開空地等の活用機会の充実とまちの賑わいの創出に向け、面積要件の緩和や登録可能な団体種別の追加といった登録要件の見直しを行いました（令和５年 (2023 年)12 月１日時点で街並み景観づくり活動６団体、公開空地等活用 107 団体を登録）。

公開空地等を活用したまちづくり団体の活動の事例

人にやさしいまちづくりの推進

建築物のバリアフリー

都では、高齢者、障害者、乳幼児を連れた人など、全ての人が利用しやすい建築物となるよう、建築物の用途、規模に応じたバリアフリーに関する整備基準を定めた高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）に基づき、建築物のバリアフリー化を進めています。

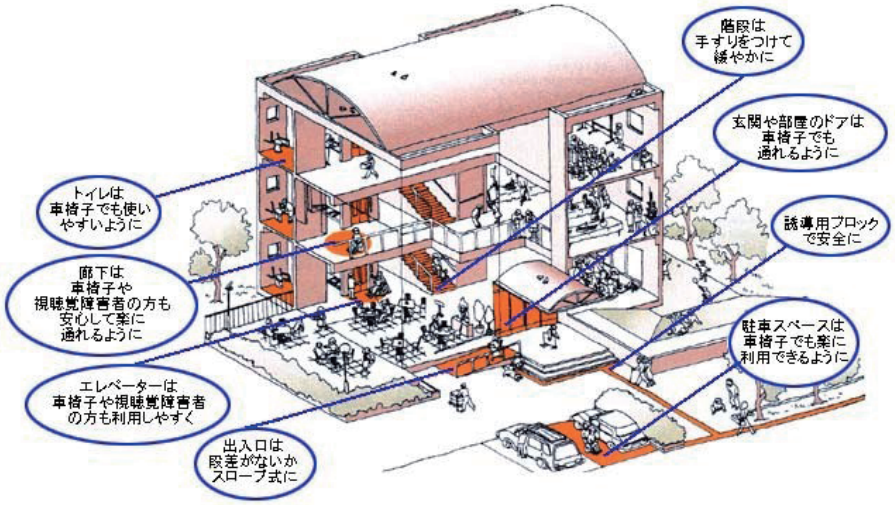

建築物のバリアフリー化のイメージ

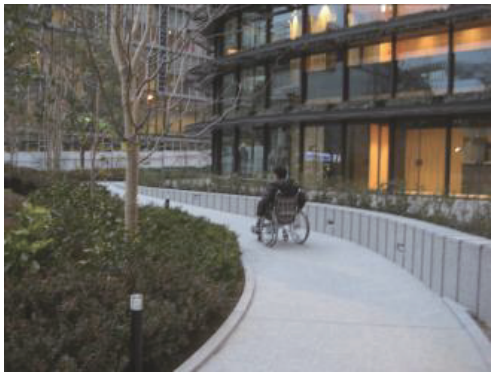

スロープによる段差解消

バリアフリートイレ

また、平成 31 年（2019 年）3月に東京 2020 大会と今後の超高齢社会の進展等を見据え、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で規定されている車椅子使用者用客室以外の各客室、いわゆる一般客室について、段差の解消や出入口の幅等に最低限の基準を設け、障害者や高齢者を始め、多くの人が利用しやすい宿泊環境を整えるために条例を改正しました。

バリアフリー化された客室

バリアフリー化されたバスルーム

鉄道駅のバリアフリー

東京都は、誰もが安心してまちに出られるようなバリアフリーのまちづくりを進めていくため、区市町や鉄道事業者への補助を通じて、鉄道駅のバリアフリー化に取り組んでいます。

駅のバリアフリー

- ・ホームドア
- ・内方線付き点状ブロック
- ・エレベーター
- ・スロープ
- ・手すり
- ・誘導ブロック
- トイレ
  - バリアフリートイレの整備
  - 車椅子使用者用便房等の機能の分散化

※補助対象：JR・私鉄

エレベーター（東急渋谷駅）

ホームドア（京王新宿駅）

「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」の概要

これまでの取組に加え、更なる鉄道駅のバリアフリー化に向けて、令和元年（2019 年）９月に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（以下「優先整備の考え方」という。）を取りまとめ、公表しました。この考え方に基づき、令和２年（2020 年）度から鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ＪＲ及び私鉄を対象）の補助を拡大・充実しました。引き続き、取組を促進していきます。

エレベーター

- ・継続する取組
  →１ルート確保への補助
- ・新たな取組※ 1,2
  →複数・乗換ルートの整備への補助

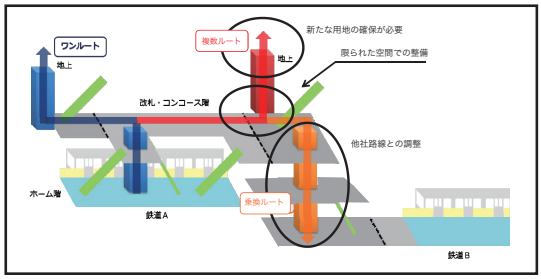

駅におけるバリアフリールートのイメージ

ホームドア

- ・継続する取組
  →利用者数１０万人以上の駅への補助
- ・新たな取組※1
  →利用者数１０万人未満の駅への補助

※１　補助を受ける鉄道事業者は、優先整備の考え方を踏まえ、整備計画を作成・公表

※２　令和５年度から、複数・乗換ルートについては、バリアフリー基本構想等への位置付けが必要

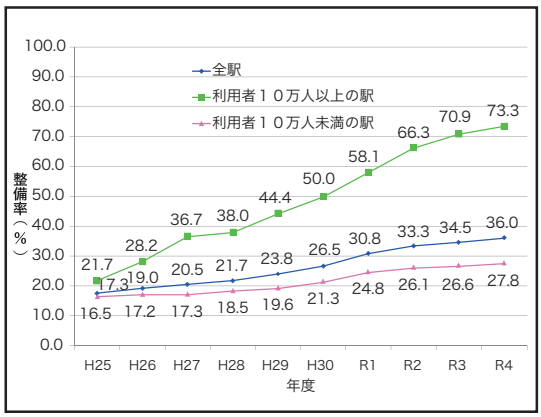

ホームドア整備率（ＪＲ・私鉄）

地域における面的・一体的なバリアフリー化

障害者や高齢者をはじめ、誰もが安心・快適に暮らせるまちを区市町村の様々な地域に実現するため、区市町村が行う「バリアフリー基本構想」や「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」の作成に関して、技術的・財政的に支援しています。

バリアフリー基本構想・移動等円滑化促進方針のイメージ図

所有者不明土地の利用の円滑化

令和元年（2019 年）６月に施行された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法で定められている「地域福利増進事業」制度により、所有者不明土地を活用して、地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備する事業を行うことが可能です。地域福利増進事業は、地方公共団体や民間企業、ＮＰＯ、自治会、町内会などが、都道府県知事の裁定を受けることで、最長 10 年間（一部事業は 20 年間）、一定の要件を満たす所有者不明土地を利用して行うことができます。

スマート東京の実現に向けた取組

都は、『『未来の東京』戦略」（令和３年（2021 年）３月）等において、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送る「スマート東京」の実現を目指しています。

南大沢スマートシティの将来イメージ

スマートシティ

南大沢地区では、新たな協議会運営体制において、短期的な社会実装施策の実現や都市 OS の構築に向けた検討・調整等を行いながら、スマートシティの実現に向けた実践的な街づくりを推進しています。

また、西新宿地区においては、令和５年（2023 年）３月に策定した「西新宿地区再整備方針」で描いた将来像の実現に向けて、デジタルサービスの実装など、民間企業等による取組を促進していきます。

屋外における快適なワークスペース
（西新宿地区）

都市の 3D デジタルマップ化

都市の３Ｄデジタルマップ化では、「スマート東京」実現を支えるデジタルツインの推進のため、これまでに取得した点群データ等を活用し、区部・多摩部に引き続き、島しょ部へ３Ｄ都市モデルの整備エリアを拡充します。

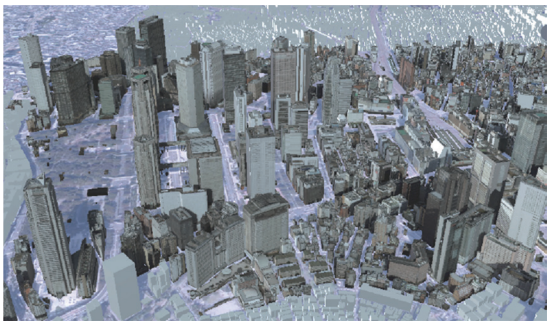

都市の3Dデジタルマップ